

平成 26 年 3 月 27 日

景観課

電話 0742-34-5209

## 奈良町都市景観形成地区の指定変更図書縦覧について

奈良市では、奈良町都市景観形成地区を変更するための図書縦覧を実施します。

### 1. 景観形成地区変更の目的

今回、地区変更により追加指定する区域は今御門町の一部、西寺林町の一部、元林院町の一部、南市町の一部である。

このうち元林院町及び隣接する南市町の一帯については、元林院町は明治のはじめから、そして南市町は大正のはじめから、それぞれ花街として大いに栄えた場所であり、伝統的な本二階形式の茶屋建築様式が数多く残り、町の中心にある恵比須神社が町並みのアクセントとなるなど、花街独特の景観が形成されている。また、今御門町、西寺林町については元林院町、南市町に隣接し、町内の大部分がすでに景観形成地区に含まれており、今回追加部分においても伝統的な町家が残されている場所である。

このことから、今回、指定区域を追加することにより区域内の建築物を保存継承し、まちなみの景観保全を図り、花街の伝統的な景観復興につなげてゆくことを目的とする。

2. 縦覧日時 平成 26 年 4 月 11 日（金）から平成 26 年 4 月 25 日（金）まで

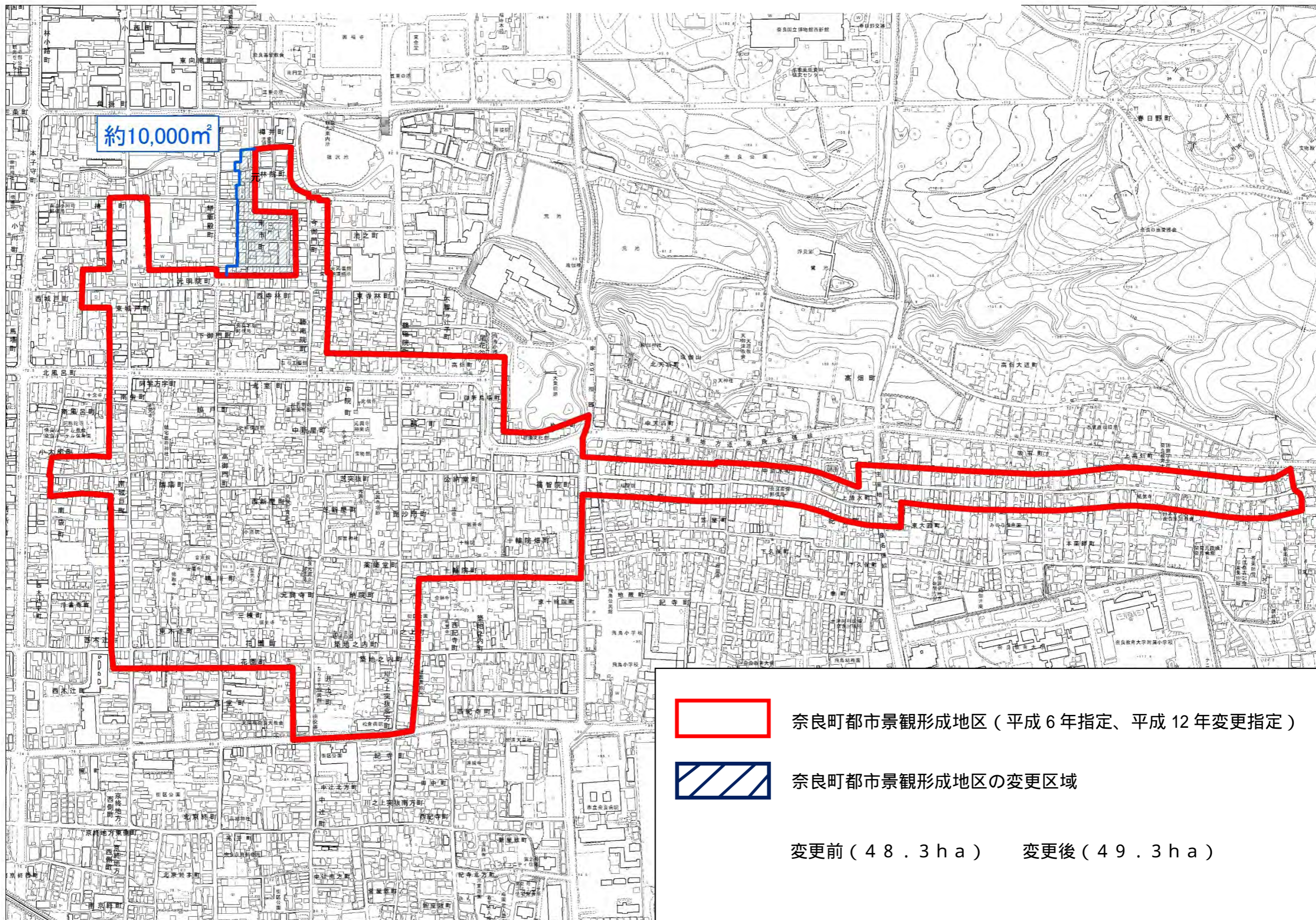
3. 縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市都市整備部まちづくり指導室景観課  
奈良市鳴川町 3 7 番 4 号  
奈良市観光経済部奈良町にぎわい室



### 4. 今後のスケジュール

奈良市景観審議会の審議を経て、なら・まほろば景観まちづくり条例第 9 条に基づき指定する。

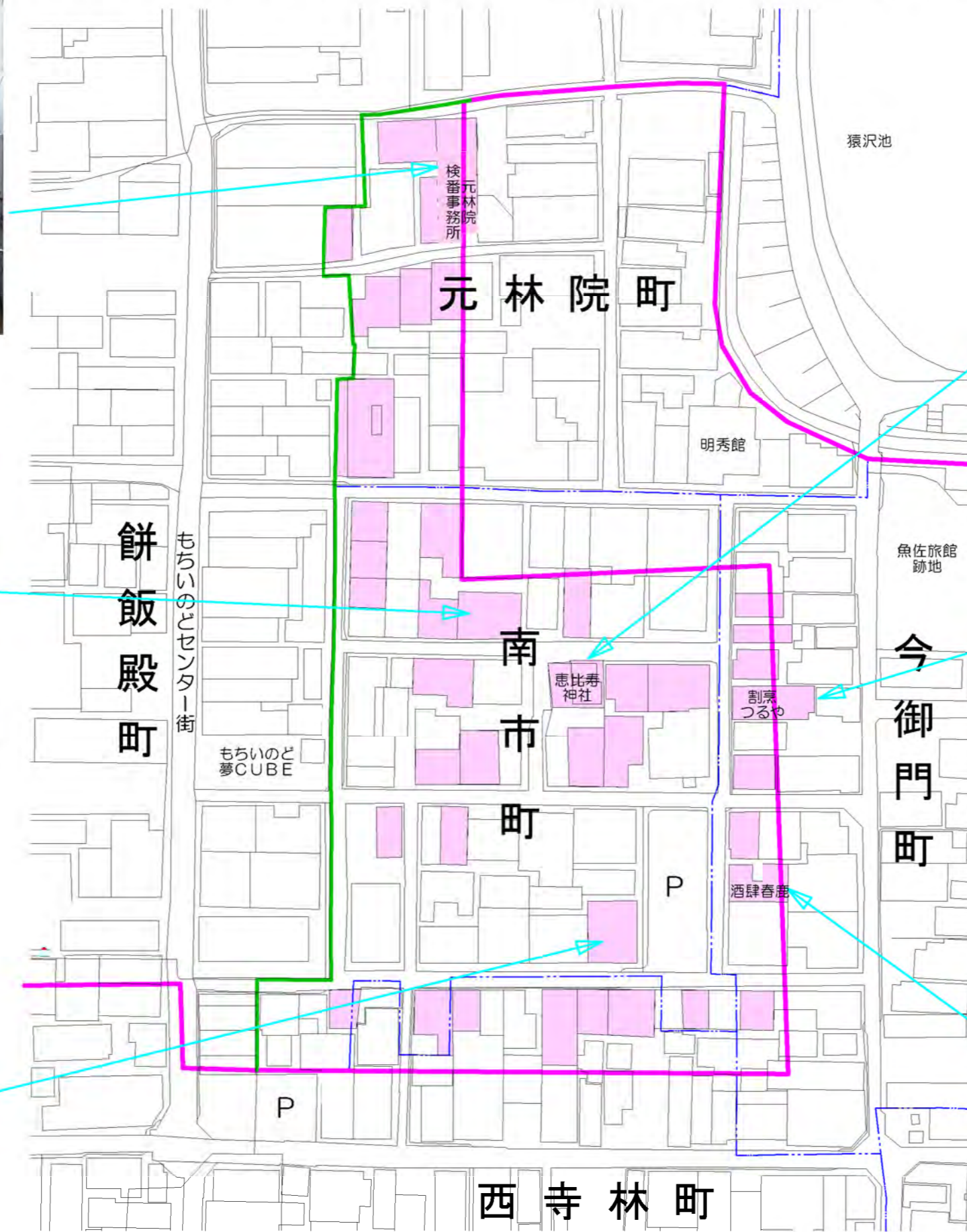
5. 区域図 添付参照

# 奈良町都市景観形成地区の指定の変更区域(案)



 奈良町都市景観形成地区（平成6年指定、平成12年変更指定）  
 奈良町都市景観形成地区の変更区域  
 変更前（48.3ha） 変更後（49.3ha）

# 奈良町都市景観形成地区 区域変更予定のまちなみ



- 奈良町都市景観形成地区
- 奈良町都市景観形成地区変更
- 伝統的な様式の建築物